

選挙長等の報酬等に関する要綱

平成28年4月8日

選挙管理委員会要綱

改正 令和2年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3の2号に規定する者（以下「選挙長等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法等に関し、加古川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第2条 選挙長等は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則、規程及びこの要綱に従い、忠実にその事務を執行しなければならない。

2 選挙長等は、その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 選挙長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬)

第3条 加古川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項の規定により加古川市選挙管理委員会が市長と協議して定める選挙長等の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第96条、第97条又は第100条第6項の規定により選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 選挙長 日額 8,000円

(2) 選挙立会人 日額 7,000円

(報酬の支給)

第4条 報酬は、従事した選挙ごとに支給するものとし、当該選挙の事務について最

後に従事した日の翌月21日までに支給するものとする。ただし、選挙の事務について最初に従事した日と最後に従事した日の属する年度が異なる場合にあっては、当該年度ごとに報酬を支給するものとする。

2 2以上の選挙を同時に、又は同日に行う場合において、選挙長等が各選挙を通じて選任されたときは、当該2以上の選挙を1の選挙とみなして報酬を支給する。

(費用弁償)

第5条 選挙長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として加古川市職員等旅費条例（昭和63年条例第25号）別表第1中2級の区分による旅費相当額を支給する。

2 前項に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、加古川市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）が市長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	報酬の額
選挙長	日 額 16,000 円
投票管理者	日 額 16,000 円
開票管理者	日 額 16,000 円
選挙立会人	日 額 14,000 円
投票立会人	日 額 14,000 円
開票立会人	日 額 14,000 円

備考

1 連続した勤務（休憩等をはさんで引き続く勤務を含む。）で2日にわたるもの

は、1日の勤務とみなす。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 選挙長が開票管理者を兼務する場合及び選挙立会人が開票立会人を兼務する場合の報酬の額は、それぞれ選挙長、選挙立会人の報酬の額とする。
- 3 投票管理者又は投票立会人（以下「投票管理者等」という。）の事務に従事した時間が13時間に満たない場合における投票管理者等の報酬の額は、投票管理者等の報酬の額を13で除して得た額に、当該事務に従事した時間を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 4 前項の場合において、当該事務に従事した時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が45分以上のときは45分とし、30分以上45分未満のときは30分とし、15分以上30分未満のときは15分とし、15分未満のときはこれを切り捨てて計算する。